

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和3年5月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
まんのう町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業（農道新設事業）	中所地区	令和3年3月15日
〃	集落営農推進生産基盤整備事業（農道新設事業）	松木地区	令和3年3月15日
丸亀市飯山町土地改良区	農業基盤整備促進事業（農地耕作条件改善事業 農道改修事業）	安川地区	令和2年12月25日
〃	農業基盤整備促進事業（農地耕作条件改善事業 区画整理事業）	割古Ⅱ地区	令和3年3月25日
丸亀市綾歌町土地改良区	農業基盤整備促進事業（農地耕作条件改善事業 区画整理事業）	天神Ⅱ地区	令和3年3月25日